



こどもえがおプラン ～出雲市こども計画～

令和7年度(2025)～令和11年度(2029)

令和7年(2025)3月
出雲市

この計画における 「こども」とは

「こどもえがおプラン～出雲市こども計画～」における「こども」とは、「こども基本法」（令和4年法律第77号）に基づき、「心と身体の成長の段階にある人」とし、18歳や20歳といった年齢で区切ることなく、こどもや若者のみなさん全てを対象としています。

[こども家庭庁『すべてのこども・おとなに知ってほしい こども基本法とは?』参照]

※なお、法令条例等や団体、施設の名称、事業名等の固有名詞は、「子ども」と表記しているものもあります。

この計画における 「こども施策」とは

「こどもえがおプラン～出雲市こども計画～」における「こども施策」とは、「こども基本法」に基づいて、以下のような、こどもに関する取組などをいいます。

- 1 大人になるまで切れ目なくこどもの心や身体の健やかな成長をサポートすること
- 2 働きながら子育てしやすい環境づくりなど、子育てに喜びを実感できる社会の実現のため、子育てする人たちをサポートすること
- 3 これらと一体的に行われる教育や雇用などの施策

[こども家庭庁『すべてのこども・おとなに知ってほしい こども基本法とは?』参照]

第1章

計画策定にあたって	7
Ⅰ 計画策定の背景・趣旨・位置づけ	8
1. 計画策定の背景	8
2. 計画策定の趣旨	9
3. 計画の位置づけ	10
Ⅱ 計画の期間	12
Ⅲ 策定の方法	12
1. 出雲市子ども・子育て会議による審議	12
2. こども・子育て当事者の意見の反映	12
Ⅳ 計画の進行管理	13
Ⅴ 出雲市の状況	14
1. データで見る出雲市の状況	14
2. アンケート結果	19

第2章

計画の基本的な考え方	33
Ⅰ 基本理念と基本方針	35
Ⅱ 施策の体系	36

第3章

施策内容	39
Ⅰ こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり	41
1. こどもの権利の啓発と学習機会の充実	41
2. こどもの意見表明の機会の確保	43
Ⅱ ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援	52
1. 妊娠期の支援	54
2. 出産期の支援	57
3. 乳幼児期の支援	58
4. 学童期・思春期の支援	64
5. 青年期の支援	74
Ⅲ 全てのこどもが健やかに成長できるまちづくり	77
1. こどもの貧困や虐待・ヤングケアラーに関する取組	77
2. 発達支援、障がい児等への支援	78
3. 外国にルーツを持つこどもの支援	80
4. こどもの健康・体力づくり	81
Ⅳ こども・子育てにやさしいまちづくり	82
1. 子育てしやすい社会環境づくり	82
2. 子育て当事者（親・保護者）への支援	86
3. こどもの安全・安心の確保	88
Ⅴ 数値目標の設定	89

第4章

5 か年事業計画（量の見込み・確保方策）	97
Ⅰ はじめに	98
Ⅱ 教育・保育等の提供区域	99
1. 教育・保育等の提供区域とは	99
2. 本市における教育・保育等の提供区域	99
Ⅲ 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	100
1. 教育・保育施設の位置づけ	100
2. 教育・保育施設を利用する子どもの認定区分	100
Ⅳ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	110
1. 利用者支援に関する事業	111
2. 延長保育事業	112
3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	113
4. 子育て短期支援事業（ショートステイ）	116
5. 乳児家庭全戸訪問事業	118
6. 養育支援訪問事業	119
7. 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	120
8. 子育て世帯訪問支援事業【新規】	121
9. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	122
10. 一時預かり事業（幼稚園型）	123
11. 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター事業のうち病児対応、就学後を除く）、 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	125
12. 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート センター事業のうち病児対応）	128
13. 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業のうち就学後）	130
14. 妊婦に対して健康診査を実施する事業	131
15. 産後ケア事業	132
16. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	133
17. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	136
18. 児童育成支援拠点事業【新規】	136
19. 親子関係形成支援事業【新規】	136
	137

資料編

